

## みよし市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成30年4月1日現在、61,070人、総世帯数は23,834世帯となっている。人口は一貫して増加を続けているが、平成元年から平成20年までの1年当たりの増加数、平均約1,400人であったのに対し、平成21年以降は平均約400人であり、鈍化の傾向が現れている。人口構造としては、65歳以上人口（老年人口）の割合は平成元年が7.0%、15歳～64歳人口（生産年齢人口）が72.3%、0歳～14歳人口（年少人口）が20.7%と若い世代が多い人口構成であったのに対し、老年人口の割合が年々上昇しており平成29年には老年人口の割合が17.0%となり、年少人口の割合16.5%を上回った。しかしながら未だに人口増加をしており、かつ生産年齢人口が66.5%と高く、若い自治体のひとつである。

産業構造では、従業員数の割合でいうと製造業従事者が半数以上を占め、次いで卸売業・小売業、サービス業、建設業の順となっており、製造業に従事している割合が高いことがうかがえる。また、市内には大手自動車工場が立地されており、その関連中小企業が市内各地に多く点在している。本市においては、中小企業及び小規模企業の振興を図るとともに、そこに至る環境づくり、さらなる地域社会の発展を目指し、平成30年4月1日にみよし市中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定した。市内商工業団体への補助や、中小企業退職金共済補助、商工業活性化補助事業等、中小企業者等への支援に取り組み、商工業の安定化、活性化を図っているが、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況である。今後、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

本市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の認定事業者の目標を年間5件とする。この計画により市の産業を牽引する中小企業者の先端設備投資を活発化することで事業者自身の労働生産性の向上を図り、基幹産業である自動車関連産業を中心に、産業の一層の高度化・付加価値化が図られたまちを目指し、商工業の発展を促すこととする。

### (3) 労働生産性に関する目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業・建設業・サービス業を始めと多岐に渡り、多様な業種によって成り立ち、経済・雇用を支えているため、これらの産業分野で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、市役所周辺を中心とする店舗群と市内に自動車関連企業が数多く立地し、工業地域が広域に点在しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種としては、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

対象事業としては、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年、4年、または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

認定に当たっては、適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、中小企業者に対する過度な負担と

ならないよう配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等の導入を実施しようとする中小企業者に対し、助言、情報提供、人材育成又は確保、その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

認定後の事業者に対し、先端設備導入計画の進捗状況を定期的に調査し、事業者の行う自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。